

(別紙)

NO	手続／次第	説明者／答弁者	根拠（逐条解説）／運用
1	<b>【会議案を議題とする】</b> 「日程第〇、会議案第〇号、〇〇を議題とします。」	議 長	議事運営に際し明確な規定が存在しない際は「先例」を尊重する（平成26年5月臨時会議／特別職給与条例一部改正の件では「1」→「2」→「5」→「6」→「7」→「8」→「3」→「4」→「9」の順）
2	<b>【原案である会議案の提案理由説明】</b> 「会議案第〇号について説明を求めます。〇〇議員。」	議運委員長	
3	<b>【原案に対する質疑】</b> 「次に原案に対する質疑を行います。質疑はありませんか？」	議運委員長が答弁	
4	<b>【原案質疑の終結】</b> 「ほかに質疑はありませんか。…ないようですので、これで原案に対する質疑を終結します」		
5	<b>【修正案が出されていることを告げる】</b> ・開会前の修正案受理でも審議は本会議場で原案が議題となってから行う ・休憩中に修正案を配布する（議員はクラウド・理事者側に紙議案配布） 「本案に対して〇〇議員外〇名から修正案が提出されております。これより本案については、原案と修正案を一括して議題といたします。」（議事日程を追加しない意味）	議 長	・芽室町議会会議条例第71条（委員の議案修正／事前提出） ・修正案の提出期限は当該議案の採決に入る前であれば可能 ・原案の提案説明及び質疑終結後討論前が一般的
6	<b>【修正案の趣旨説明】</b> 「修正案について、説明を求めます。〇〇議員。」	修正案提案者	修正案はあくまでも原案を前提として、その一部を修正する趣旨であることから、まず原案の趣旨や内容を確認し、その後に修正案がどのように原案を変更するのか確認する流れが一般的
7	<b>【修正案に対する質疑】</b> 「これより修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか？」	修正案提案者が答弁	下記理由により修正案の質疑に対する答弁は提案者が行うことが原則（①責任の明確化／②一貫性の確保／③議会の効率性）
8	<b>【修正案質疑の終結】</b> 「ほかに質疑はありませんか。…ないようですので、これで修正案に対する質疑を終結します」		
9	<b>【討 論】</b> ①原案賛成→②原案及び修正案反対→③原案賛成→④修正案賛成 「これより討論を行います。最初に〇〇、次に〇〇…、討論はありませんか。」	議 員	芽室町議会会議条例等運用規則第22条第1号
10	<b>【採 決】</b> ① 修正案採決→修正案可決→修正議決部分を除く原案採決 ② 修正案採決→修正案否決→原案採決→原案可決 ③ 修正案採決→修正案否決→原案採決→原案否決	修正案を先に採決	芽室町議会会議条例等運用規則第34条第4項